

郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒

## 請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、 令和 年 月 日執行の  
\_\_\_\_\_において

次の滞在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59  
条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 ( 〒 \_\_\_\_\_ )

十和田市 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

氏 名 \_\_\_\_\_

代理記載人と  
なるべき者の氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 明治・大正・昭和・平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

電話番号 \_\_\_\_\_

十和田市選挙管理委員会委員長 欠畑 茂治 宛

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は滞在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 4 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

※ 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求をすることができるのは、選挙期日前4日まで